

那覇市公報

第 1 9 1 5 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 1152

◇規 則◇

○那覇市軍用地跡地利用審議会規則の一部を改正する規則（技術総務課）………… 1155

◇告 示◇

○市税に関する申告期限等の延長について（納税課）…………… 1156

◇公 告◇

○那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更認可に伴う図書の縦覧について（公園建設課）…………… 1157

○令和7年度那覇市人事行政の運営等の状況（人事課）…………… 1159

○令和8年度消防車両オールシーズンタイヤ交換業務契約に係る制限付一般競争入札の実施について（消防局総務課）…………… 1183

◇消防局訓令◇

○那覇市消防局事務専決規程の一部を改正する訓令…………… 1186

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について…………… 1189

条 例

那覇市条例第 23 号

令和 8 年 8 月 12 日

公 布 済

那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和 47 年那覇市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 2 条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和 2 年那覇市条例第 50 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。)(以下これらを「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 [略] 2 地方自治法第243条の2の7第1項の条例で定める額は、市長等に係る地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。)(以下これらを「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 [略] 2 地方自治法第243条の2の8第1項の条例で定める額は、市長等に係る地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲

げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕	げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

規 則

那覇市規則第 32 号
令和 8 年 8 月 12 日
公 布 済

那覇市軍用地跡地利用審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市軍用地跡地利用審議会規則の一部を改正する規則

那覇市軍用地跡地利用審議会規則(昭和 52 年那覇市規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 審議会は、委員 <u>10人</u> 以内で組織する。 2 [略]	(組織) 第3条 審議会は、委員 <u>12人</u> 以内で組織する。 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 261 号

令和 8 年 8 月 19 日

掲 示 済

市税に関する申告期限等の延長について

那覇市税条例（昭和 47 年那覇市条例第 80 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は那覇市税条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が令和 8 年 7 月 28 日以降に到来するものについては、その期限を別途那覇市告示で定める期日まで延長する。ただし、口座振替の方法により振り替える個人市民税及び固定資産税においては、この限りではない。

那覇市長 知念 覚

都道府県	指 定 地 域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町

公 告

那覇市公告第 384 号

令和 8 年 8 月 12 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更認可に伴う図書の縦覧
について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

1. 都市計画事業の種類及び名称

那覇広域都市計画公園事業 5・5・那 5 号首里城公園

2. 施行者の名称

沖縄県

3. 事務所の所在地

那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

4. 事業地

(1) 収用の部分

昭和六十二年建設省告示第千八百十六号、平成六年建設省告示第八百五十一号、平成七年建設省告示第千八百八十九号、平成十年建設省告示第四百四十三号、平成十二年建設省告示第三百八十九号、平成十四年沖縄総合事務局告示第一号、平成十八年沖縄総合事務局告示第十四号、平成二十年沖縄総合事務局告示第二十一号、平成二十二年沖縄総合事務局告示第十九号、平成二十四年沖縄総合事務局告示第三十一号、平成二十九年沖縄総合事務局告示第十六号、令和四年沖縄総合事務局告示第三号及び令和七年沖縄総合事務局告示第六号の事業地のうち那覇市首里大中町一丁目地内において事業地を変更する。

（２）使用の部分 変更なし

5. 事業施行期間

昭和 62 年 10 月 23 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

6. 縦覧の場所

那覇市役所都市みらい部公園建設課

（那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号、那覇市役所本庁舎 9 階）

那覇市公告第 410 号

令和 8 年 8 月 20 日

掲 示 済

令和 7 年度那覇市人事行政の運営等の状況

地方公務員法第 58 条の 2 第 3 項及び那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 4 条の規定により、令和 7 年度の那覇市人事行政の運営等の状況を次のように公表する。

那覇市長 知念 覚

<人事行政の運営等の状況について>

この公表は、人事行政の運営等の公平性、透明性を確保するため、令和 7 年度における本市の職員数や職員の勤務時間、給与などのほか、研修、健康管理の状況などの概要を市民の皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の競争試験及び選考の状況
- 3 職員の人事評価の状況
- 4 職員の給与の状況
- 5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 6 職員の休業の状況
- 7 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 8 職員のサービスの状況
- 9 職員の退職管理の状況
- 10 職員の研修の状況
- 11 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 12 その他市長が必要と認める事項
- 13 公平委員会の業務の状況

公表の内容は、本市の各任命権者及び公平委員会からの報告と各種調査資料を基に作成しています。

公表についてご意見等がございましたら下記までお寄せください。

〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1

那覇市役所 総務部人事課

電話：098-861-7499

FAX：098-943-0289

（用語の説明）

1 部局の区分

- (1) 市 長 : 市長を任命権者とする市長の事務部局
- (2) 議 会 : 市議会議長を任命権者とする議会の事務局
- (3) 選 管 : 選挙管理委員会委員長を任命権者とする選挙管理委員会の事務局
- (4) 監 査 : 代表監査委員を任命権者とする監査委員の事務局
- (5) 教 委 : 教育長を任命権者とする教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関
- (6) 消 防 : 消防局長を任命権者とする消防局及び消防署
- (7) 水 道 : 上下水道事業管理者を任命権者とする上下水道局

2 職位の区分

- (1) 部長級 : 政策統括調整監、部長、参事監、会計管理者、保健所長、消防局長（消防正監）、議会事務局長等
- (2) 副部長級 : 副部長、参事、次長、署長（消防監）、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長等
- (3) 課長級 : 課長、支所長、室長、所長、担当副参事、副参事、館長、消防司令長等
- (4) 主幹級 : 主幹、専任館長、消防司令、園長、専門主幹、教育保育指導主幹、総合現業主幹等
- (5) 主査級 : 主査、技査、児童館長、教頭、消防司令補、指導主事、分館長、環境整備主査等
- (6) 主任級 : 主任主事、主任技師、主任保育士、消防士長、主任学芸員、主任薬剤師、主任保健師、主任栄養士、主任運転手、主任調理員等
- (7) 主事級 : 主事、技師、保育士、学芸員、薬剤師、保健師、栄養士、消防士、運転手、調理員等

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免に関する状況

ア 採用者数と昇任者数(R7.4.1～R8.3.31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
採用者数		66	0	0	0	8	11	7	92
昇任者数	部長級	5	0	0	0	0	1	1	7
	副部長級	8	0	0	0	0	1	2	11
	課長級	21	1	0	1	3	2	2	30
	主幹級	36	0	1	0	3	4	2	46
	主査級	47	0	1	0	3	9	4	64

(単位：人)

※採用者数は、割愛採用者を除いた人数です。

イ 退職者数(R7.4.1～R8.3.31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
退職者数		45	0	1	2	23	6	5	82
内訳	定年	0	0	0	0	0	0	0	0
	勸奨	9	0	1	0	1	1	3	15
	その他	36	0	0	2	22	5	2	67

(単位：人)

※勸奨の対象となる職員は、年齢50歳から59歳に達した職員です。

※その他には、普通退職、割愛退職、定年引上げによる定年前退職者等を含みます。

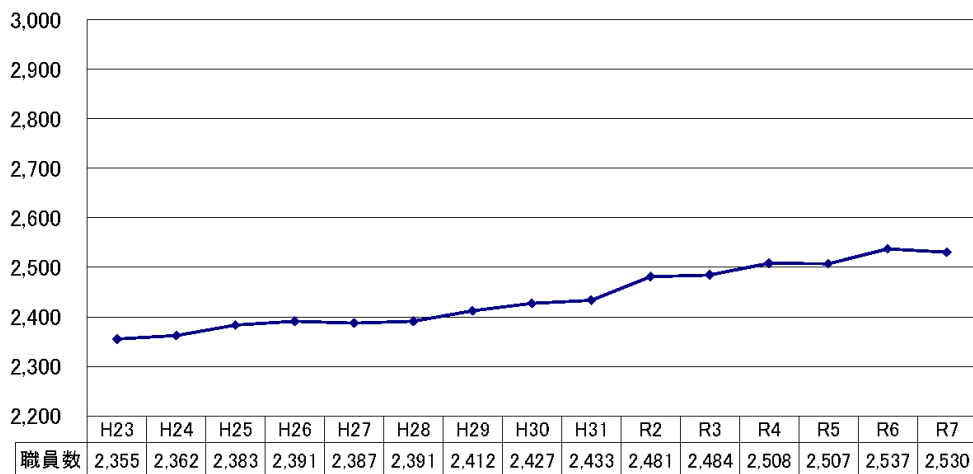
(2) 職員数に関する状況

職員数（令和7年4月1日現在）

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
内訳	部長	16	1	0	0	2	1	1	21
	副部長	21	1	1	1	3	3	2	32
	課長	110	3	1	4	21	14	14	167
	主幹	250	6	1	2	26	27	36	348
	主査	384	6	2	1	64	81	41	579
	係員	922	2	3	1	198	189	68	1383
計		1703	19	8	9	314	315	162	2530
会計年度任用職員 （フルタイム職）		43	0	0	0	16	0	0	59

（単位：人）

職員数の推移



※各年4月1日現在（単位：人）

※那覇市立病院は、平成20年4月1日地方独立行政法人那覇市立病院に移行しました。

※職員数には、派遣・再任用職員も含まれます。

2 職員の競争試験及び選考の状況

令和7年度において、次のように競争試験及び選考試験を実施しました。

(1) 競争試験及び選考試験

① 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（専門職）

(ア) 日程

5月15日	市ホームページ公表
6月15日 又は	
6月11日～6月24日のうち1日	第1次試験
7月4日	第1次試験合格発表
7月26日 及び 27日	第2次試験
8月22日	最終合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

番号	試験区分	職種記号	申込者数 (A)	一次試験 受験者数 (B)	一次試験 受験率 (B/A)	一次試験 合格者数 (C)	一次試験 合格倍率 (B/C)	二次試験 受験者数 (D)	二次試験 (最終) 合格者数 (E)	二次試験 (最終) 合格倍率 (B/E)
1	上級土木職	A	14	13	92.9%	12	1.08	9	9	1.4
2	中級土木職	B	1	1	100.0%	1	1.00	1	1	1.0
3	上級電気職	C	5	3	60.0%	2	1.50	1	1	3.0
4	上級機械職	D	3	3	100.0%	3	1.00	3	3	1.0
5	上級化学職	E	4	4	100.0%	3	1.33	2	1	4.0
6	行政職（福祉A）	F	7	5	71.4%	2	2.50	1	1	5.0
7	臨床心理士	G	1	1	100.0%	1	1.00	1	1	1.0
8	衛生監視職	H	5	4	80.0%	4	1.00	3	2	2.0
9	保育教諭職	J	23	20	87.0%	12	1.67	11	6	3.3
10	保健師職Ⅰ	K	24	21	87.5%	6	3.50	6	1	21.0
11	保健師職Ⅱ	L	5	5	100.0%	0	—	—	—	—
	計		92	80	87.0%	46	1.74	38	26	3.1

② 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（行政職・消防職等）

(ア) 日程

7月17日	市ホームページ公表
9月21日 又は	
8月30日～ 9月21日のうち1日	第1次試験
10月10日	第1次試験合格発表
11月1日 及び 2日	第2次試験
12月19日	最終合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

番号	試験区分	職種 記号	申込 者数 (A)	一次試験 受験者数 (B)	一次試験 受験率 (B/A)	一次試験 合格者数 (C)	一次試験 合格倍率 (B/C)	二次試験 受験者数 (D)	二次試験 (最終) 合格者数 (E)	二次試験 (最終) 合格倍率 (B/E)
1	行政職 Ⅰ	上級行政	A	222	57.7%	67	1.9	60	25	5.1
2		中級行政	B	96	62.5%	30	2.1	20	13	4.8
3		初級行政	C	69	62.3%	21	2.0	14	7	6.1
4	行政職 Ⅱ	職務経験者	D	179	84.9%	28	5.4	22	5	30.4
5	行政職 Ⅲ	福祉B	E	8	62.5%	2	2.5	2	2	2.5
6	行政職 Ⅳ	法務	F	3	100.0%	3	1.0	3	1	3.0
7	初級土木職		G	2	100.0%	1	2.0	—	—	—
8	消防職 Ⅰ	上級消防	H	18	55.6%	3	3.3	3	0	—
9		中級消防	J	45	57.8%	16	1.6	12	3	8.7
10		初級消防	K	30	68.7%	13	1.5	13	3	6.7
11	消防職 Ⅱ	救命	L	13	69.2%	4	2.3	4	0	—
12	消防職 Ⅲ	職務経験者	M	5	100.0%	4	1.3	3	2	2.5
13	現業職 Ⅰ	環境整備	N	26	73.1%	11	1.7	9	2	9.5
14	現業職 Ⅱ	調理員	P	18	77.8%	12	1.2	11	3	4.7
計			734	498	67.8%	215	2.3	176	66	7.5

③ 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（衛生監視職）

(ア) 日程

10月14日	市ホームページ公表
11月16日	第1次（最終）試験
11月28日	第1次（最終）試験合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験区分	職種 記号	申込者数 (A)	一次試験 (最終) 受験者数 (B)	一次試験 (最終) 受験率 (B/A)	一次試験 (最終) 合格者数 (C)	一次試験 (最終) 合格倍率 (B/C)
衛生監視職	U	2	2	100.0%	2	1.0
計		2	2	100.0%	2	1.0

④ 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（電気職・機械職）

(ア) 日程

10月14日	市ホームページ公表
10月8日～11月24日のうち1日	第1次試験
12月19日	第1次合格発表
1月17日	第2次試験
2月6日	最終合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

番号	試験区分	職種 記号	申込 者数 (A)	一次試験 受験者数 (B)	一次試験 受験率 (B/A)	一次試験 合格者数 (C)	一次試験 合格倍率 (B/C)	二次試験 受験者数 (D)	二次試験 (最終) 合格者数 (E)	二次試験 (最終) 合格倍率 (B/E)
1	上級電気職	Q	3	3	100.0%	1	3.0	1	1	3.0
2	中級電気職	R	1	1	100.0%	0	—	—	—	—
3	上級機械職	S	4	4	100.0%	1	4.0	1	1	4.0
4	中級機械職	T	—	—	—	—	—	—	—	—
	計		8	8	100.0%	2	4.0	2	2	4.0

⑤ 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（舞台技術者）

(ア) 日程

12月18日	市ホームページ公表
1月27日	第1次（最終）試験
2月6日	第1次（最終）合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験区分	職種 記号	申込者数 (A)	一次試験 (最終) 受験者数 (B)	一次試験 (最終) 受験率 (B/A)	一次試験 (最終) 合格者数 (C)	一次試験 (最終) 合格倍率 (B/C)
舞台技術者 (舞台機構)	W	3	3	100.0%	1	3.0
計		3	3	100.0%	1	3.0

3 職員の人事評価の状況

本市では、地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき、全部局の職員を対象に能力評価及び業績評価による人事評価を下記の日程で実施しています。能力評価は職務を遂行するに当たり発揮した能力の程度を、業績評価は職務を遂行するに当たり挙げた業績の程度を評価します。

(1) 人事評価の実施日程

令和7年度における人事評価は、以下の日程で実施しています。

目標設定面談	令和7年5月
評価面談	令和8年1月

4 職員の給与の状況

職員の給与等については、他に市のホームページ、広報紙においても公表をしています。

(1) 普通会計決算に占める人件費の割合

決算（歳出総額）に占める人件費の割合は次のとおりとなっています。

年度	歳出総額A (千円)	人件費B (千円)	人件費率 (B/A)
令和5年度	174,231,947	19,701,708	11.3%
令和6年度	178,537,596	22,252,188	12.5%
令和7年度	189,238,663	23,027,971	12.2%

※人件費には、普通会計に属する一般職員のほか、特別職職員（市長・副市長・議員等）の報酬・給与、共済費を含んでいます。

(2) 給与の種類と支給額の状況

職員に支給する給与の種類は次のとおりです。

また、令和7年4月分の支給実績から、それぞれの支給対象職員数と支給対象職員に対する平均支給額は次のとおりです。

令和8年4月分をあわせて表示します。

給与の種類		令和7年4月分		令和8年4月分	
		支給職員数 (人)	平均支給額 (百円)	支給職員数 (人)	平均支給額 (百円)
給 料	給料	2,500(59)	3,146(2,454)	2,532(64)	3,247(2,568)
	扶養手当	1,044(0)	245(0)	971(0)	285(0)
	住居手当	1,008(0)	265(0)	1,001(0)	266(0)
	通勤手当	1,980(38)	75(55)	2,000(40)	78(63)
	時間外勤務手当	1,309(64)	333(226)	1,343(67)	332(188)
	休日勤務手当	300(0)	221(0)	310(0)	222(0)
	夜間勤務手当	158(0)	43(0)	191(0)	39(0)
	管理職手当	214(0)	534(0)	213(0)	533(0)
	特殊勤務手当	440(0)	89(0)	453(0)	91(0)
	期末手当※	2,388(77)	8,216(4,459)	2,399(72)	8,607(5,283)
	勤勉手当※	2,346(76)	6,926(3,637)	2,367(72)	7,218(4,408)
	地域手当	3(0)	928(0)	4(0)	911(0)
	単身赴任手当	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	初任給調整手当	5(0)	1,464(0)	6(0)	1,941(0)
	教員特別手当	21(0)	71(0)	22(0)	48(0)

※（ ）は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

※期末・勤勉手当については、それぞれの前年度(6月と12月)における支給実績です。

(3) 給料の状況（一般行政職）

民間の基本給にあたる給料の支給状況は次のとおりです。

ここでは、国家公務員の状況と比較するため、国家公務員の行政職俸給表(1)と同様の職種である本市の一般行政職の給料の状況を公表します。

なお、本市の一般行政職に該当する職員の数、次のとおりです。

令和7年4月現在 1,409(18)人

※ 一般行政職とは、税務関係職、消防職、企業（上下水道局）職や、給食調理員などの技能労務、保育教諭などの教育職等を除くすべての職員をいいます。

※（ ）は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

ア 初任給の状況（令和7年4月1日）

学歴区分	那覇市		国	
	決定初任給	2年経過後	決定初任給	2年経過後
大学卒	232,000	240,900	232,000	240,900
短大卒	216,500	227,200	216,500	227,200
高校卒	200,300	211,600	200,300	211,600

イ 経験年数別、学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

学歴区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	287,822円	321,152円	354,435円
短大卒	261,375円	306,171円	331,500円
高校卒	248,367円	284,000円	320,525円

ウ 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分		那覇市	国
令和7年4月	平均給料(俸給)月額	317,543円	332,237円
	平均年齢	41.1歳	41.9歳

※会計年度任用職員は職務により給与区分を決定しているため、アからウの表には含まれていません。

(4) 職員手当の状況（退職手当を除く。）

ア 扶養手当

(7) 配偶者……………3,000円

(イ) 配偶者以外の扶養親族（子）……………11,500円

(ロ) 配偶者以外の扶養親族（父母等）…6,500円

※16歳から22歳の子を扶養の場合…1人につき月額 5,000円を加算

イ 住居手当

(7) 月額 16,000円を超える家賃の支払者

家賃額により最高 28,000円まで

(例) 家賃50,000円の場合、22,500円

計算式 (家賃－27,000円) × 1/2 + 11,000円

(イ) 持家の世帯主……………0円

※平成 25 年 4 月 1 日より廃止

ウ 通勤手当

通勤距離が 2 km 以上で、交通機関又は交通用具利用者に支給

(7) 交通機関（バス等）利用者…運賃相当額（最高限度額 150,000円）

(イ) 交通用具（自動車等）利用者……距離により 2,000円～38,700円

エ 時間外勤務手当、休日勤務手当と夜間勤務手当

(7) 1時間当たりの支給額の時給に対する割合

区分	支給割合
正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の125
週休日（勤務の割り振りのない日）に勤務する場合	100分の135
週の正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の25
上記3つの勤務時間が深夜の場合	100分の25を加算
休日に勤務する場合（正規の勤務時間）	100分の135
正規の勤務時間が深夜の場合	100分の25

※深夜とは、午後 10 時から翌日の午前 5 時までです。

(イ) 時間外勤務手当と休日勤務手当の支給額（普通会計決算）

普通会計決算から見た年間の時間外勤務手当と休日勤務手当の支給総額は、次のとおりです。また、支給総額を普通会計に属する職員数（管理職除く）で除した平均の支給年額を合わせて表示します。

年度	支給総額(千円)	年間平均支給額(円)
令和5年度	517,536(7,959)	250,259(72,355)
令和6年度	556,322(10,481)	267,849(97,046)
令和7年度	611,911(10,306)	293,623(92,847)

※（ ）は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

オ 管理職手当

管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務ないし勤務形態の特殊性に着目し、給料月額に次の額を合わせた額を支給します。

政策統括調整監	93,700 円	部長	76,500 円
参事監	71,700 円	副部長	63,900 円
参事	59,300 円	課長	50,700 円
副参事	46,500 円		

カ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に支給します。

区分		全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合		17.6%
支給対象職員1人あたり平均支給年額（試算）		106,800円
手当の種類（手当数）		13種類
代表的手当の名称	支給額の最も大きい手当	感染症防疫作業手当
	支給対象となっている職員数が最も多い手当	救急活動手当

キ 賞与（期末手当と勤勉手当）

支給期	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.25月分 (1.25月分)	1.05月分 (1.05月分)	2.3月分 (2.3月分)
12月期	1.275月分 (1.275月分)	1.075月分 (1.075月分)	2.35月分 (2.35月分)
計	2.525月分 (2.525月分)	2.125月分 (2.125月分)	4.65月分 (4.65月分)
職務級などにより加算措置があります。			

※（ ）はフルタイムの会計年度任用職員の値です。

ク 地域手当

民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に所在する公署に勤務する職員として、支給される手当。

また、一般の事務職等の事情とは異なり、民間における医師の給与は、都市部に勤務する医師より人材確保が困難である実情を考慮して、特例的に、医師に対し、給料月額等の16%を支給しています。

ケ 単身赴任手当

内閣府への派遣等、勤務地が県外となった職員が、単身赴任（15歳以下の子のみとの同居も含む）する場合に支給します。支給額は、月額30,000円～100,000円です。

※令和7年度は、支給対象者なし

コ 教員特別手当

教育委員会の指導主事に支給されるもので、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的としています。支給額は、職務の級及び号給に応じて、月額2,000円～8,000円です。

(5) 退職手当の状況

ア 勤続年数ごとの支給割合

勤続年数	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
※定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		

イ 退職手当支給者の年度別支給状況

区分 期間	退職手当支給者数(人)		平均支給額(千円)		平均勤続年数(年)	
	自己都合他	勸奨・定年	自己都合他	勸奨・定年	自己都合他	勸奨・定年
令和5年度	46(23)	31	2,355(338)	19,427	7.6(2.4)	34.3
令和6年度	47(27)	53	1,558(290)	20,290	6.2(2.4)	35.2
令和7年度	39(16)	34	2,220(403)	21,196	7.8(2.0)	34.1

※（ ）は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

※企業（上下水道局）職の職員は除きます。

※定年引上げによる定年前退職者は定年に含んでいます。

5 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等の状況

ア 令和 7 年度における一般の職員の勤務時間等

(ア) 勤務時間

1 週間あたり 38 時間 45 分

月曜日から金曜日までの 5 日間に 1 日 7 時間 45 分

(イ) 1 日の勤務時間の割振り

午前 8 時 30 分から午後 0 時まで

午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

(休憩時間 午後 0 時から午後 1 時まで)

(ウ) 週休日（勤務時間を割り振らない日）・・・土曜日・日曜日

イ 職員の休日（特に勤務を命じられない限り、勤務することを要しない日）

(ア) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(イ) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(ウ) 6 月 23 日（慰霊の日）

(2) 職員のその他の勤務条件の状況

ア 年次有給休暇の行使状況（R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31）

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	17.9	16.6	20.1	16	17.4	18.7	17.7	17.8
行使率(%)	89.5	83.0	100.5	80.0	87.0	93.5	88.5	88.9

※行使率は平均行使日数／20 日（毎年度新規付与日数）

なお、行使日数には前年度繰越分（最大 20 日）を含む。

イ 夏季休暇（5 日）の行使状況（R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31）

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	4.9	4.9	5	4.9	4.9	4.8	4.9	4.9
行使率(%)	99.4	98.0	100.0	96.0	98.0	96.0	98.0	97.9

※行使率は平均行使日数／5 日（付与日数）

ウ その他の主な休暇取得者数の状況(R7. 4. 1～R8. 3. 31)

部局 休暇種別	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
私傷病休暇	183	0	0	0	32	19	21	255
出産休暇	49	1	0	0	5	0	3	58
保育休暇	13	0	0	0	0	0	0	13
子の看護休暇	505	8	1	1	65	135	50	765
介護休暇(無給)	5	0	0	0	1	0	0	6

(単位:人)

※私傷病休暇の状況は、5日以上 of 長期間にわたる場合のみです。

6 職員の休業の状況

(1) 育児休業等の取得者数の状況(R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31)

休業の種別		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
育児休業	男	48	1	1	0	7	14	7	78
	女	119	0	0	0	10	1	3	133
	計	167	1	1	0	17	15	10	211
部分休業 (第1号, 2号)	男	9	0	0	0	0	0	2	11
	女	63	0	0	0	4	1	1	69
	計	72	0	0	0	4	1	3	80
配偶者同行 休業	男	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
自己啓発等 休業	男	1	0	0	0	0	0	0	1
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	0	0	0	1
修学部分休 業	男	0	0	0	0	0	0	1	1
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	1	1

(単位:人)

7 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 職員の分限処分状況

職員が勤務実績不良や勤務に堪えない場合に行われる分限処分(免職、休職、降任、降給)について、令和7年度は次のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
免職	0	0	0	0	0	0	0	0
病気休職	57	0	0	0	8	0	5	70

(単位:人)

(2) 職員の懲戒処分状況

職員が職務上の義務違反や全体の奉仕者たるにふさわしくない非行を行った場合に行われる懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)について、令和7年度は次のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
免職	0	0	0	0	0	0	0	0
停職	0	0	0	0	0	0	0	0
減給	2	0	0	0	0	0	0	2
戒告	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:人)

8 職員の服務状況

(1) 職務専念義務の免除状況

職員は、職務に関連する研修や本市の業務と密接な関連を有する団体の業務に従事する等の場合において、条例規則で定められた範囲内に限り、任命権者の許可を得て、勤務時間内における職務に専念する義務を免除される場合があります。

令和7年度における職務専念義務の免除の許可を受けた職員数は次のとおりです。

職務専念義務の免除を許可した職員数(延べ人数) (R7.4.1 ～ R8.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
職務免除許可職員数	156	4	0	2	21	2	25	210

※健康診断(人間ドックを含む。)は、除いています。

(単位:人)

(2) 営利企業等の従事の許可の状況

職員は、営利企業の役員等になること、自ら営利企業を営むことあるいは報酬を得て他の事務事業に従事することが制限されており、各任命権者の許可を受けた場合に限り従事することができることとなっています。

令和7年度における営利企業従事許可の件数は、次のとおりです。

営利企業等の従事の許可件数（R7.4.1～R8.3.31）

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
営利企業等従事許可件数	37	0	0	0	5	18	14	74

（単位：人）

9 職員の退職管理の状況

令和7年度に退職した職員の再就職状況で、那覇市職員の退職管理に関する規則第11条の依頼等の承認申請件数は以下のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
承認申請件数	0	0	0	0	0	0	0	0

（単位：人）

※再就職者が役職員に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することについて公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合の申請件数

10 職員の研修の状況

(1) 職員の研修状況（令和7年度）

ア 人事課職員研修グループ主催研修

	研修名		回数 (回)	期間 (日・時間)	修了者 (人)
基本 研 修	1	新採用職員前期研修	1	4 日	90
	2	新採用職員後期研修	1	2 日	89
	3	現任3年目職員研修	1	1 日	109
	4	現任6年目職員研修	1	1 日	81
	5	現任9年目職員研修	1	1 日	49
	6	新任主査級職員研修（第1回目）	1	1 日	56
		新任主査級職員研修（第2回目）	1	半日	47
	7	新任主幹級職員研修	1	1 日	39
	8	新任グループ長研修	1	1 日	33
	9	新任課長級職員研修	1	1 日	20
	10	管理職特別研修（一部オンライン受講）	1	2H	159
	基本研修 計		11	-	772
	1	財務会計研修Ⅰ（契約、物品会計）	1	半日	58
	2	財務会計研修Ⅱ（出納事務）	1	半日	52
	3	財務会計研修Ⅲ（予算決算事務、流用・使途変更、複数年契約）	1	半日	58
	4	文書事務研修Ⅰ（初任者）	1	2H	80
	5	文書事務研修Ⅱ（文書主任・副主任）	1	2H	68
	6	服務・旅費等基礎研修	1	6H	84
	7	D X 研修	1	1 日	36
	実務研修 計		7		436
専 門 研 修	1	法制執務研修（第1回目）	1	半日	41
	2	法制執務研修（第2回目）	1	半日	10
	3	公務員のためのハードクレーン研修	1	1 日	19
	4	行政手続制度・行政不服審査制度研修	1	半日	12
	5	政策形成研修	1	1 日	23
	6	窓口対応研修	1	1 日	21
	7	人事評価研修	1	1 日	18
	専門研修 計		7		144

課題研修	1	新採用職員後期研修課題「公務員倫理」	1	1 カ月	77
	2	現任 3 年目職員研修事後課題（文書事務研修）	1	1 カ月	92
	3	現任 6 年目職員研修事後課題（文書事務研修）	1	1 カ月	71
	4	現任 9 年目職員研修事後課題（文書事務研修）	1	1 カ月	44
	課題研修 計		4		284
人事課職員研修グループ主催研修 合計 （課題研修は含まない）			25		1,352

イ 人事課職員研修グループ派遣研修

県外	研修名		回数 (回)	期間 (日・時間)	修了者 (人)
	1	市町村職員中央研修所派遣研修	16	5～11(日)	16
	2	全国市町村国際文化研修所派遣研修	6	5～9(日)	6
	3	日本経営協会(NOMA)派遣研修 (オンライン受講)	5	1～2(日)	5
	県外派遣研修 計		27		27
県内	1	沖縄県市町村職員研修センター派遣研修	23	1～3(日)	108
	県内派遣研修 計		23		108
派遣研修合計			50		135

ウ 職場研修

研修名	回数 (回)	経費・報償 費 (円)	延べ参加人数 (人)
全部局合計（市立病院を除く）	1,151	34,874,485	11,668

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業

ア 健康診断

項目	部局	受診者数等
①定期健康診断	市長 教委	対象：学校事務と学校図書館以外の全職員（ただし、人間ドック等受診者除く） 受診者：1,778人
	消防	対象：全職員（人間ドック受診者除く） 受診者：277人
	上下水道	対象：全職員 受診者：156人
②特定業務従事者健診	市長	対象：那覇市・南風原環境施設組合に派遣している現業職員 受診者：13人
③手話通訳者健康診断	市長	受診者：3人 対象：障がい福祉課に勤務する手話通訳者
④特定業務従事者健康診断	消防	受診者：184人
⑤高気圧酸素業務者適正検査	消防	受診者：44人
⑥破傷風予防接種	市長	対象：クリーン推進課、道路管理課、廃棄物対策課、環境衛生課、環境政策課、環境施設組合の現業職員 受診者：52人
⑦ストレスチェック	市長 教委	対象者：3,056人（全職員） 受検者：2,695人 受検率：88.2%
	消防	対象者：323人（全職員） 受検者：312人 受検率：96.6%
	上下水道	対象者：191人（全職員） 受検者：182人 受検率：95.3%

※上記表中、「受診者数等」欄の受診者には会計年度任用職員の数も含まれています。

イ 健康相談

部局	相談名		対象者・内容等
市長 教委	産業医による健康相談		全職員 年 7 1 回（内科120件・精神科180件）
	栄養士による栄養相談		全職員 月 1 回（嘱託栄養士 46件）
	保健師による健康相談	各支所巡回	3 支所 34人
		学校給食センター等の巡回	4 か所 26人
		こども園等巡回	20か所 225人
		図書館・公民館の巡回	12か所 57人
消防	産業医・保健師による健康相談	日常の健康相談	全職員 健診結果などの一般相談、メンタル相談 3件
		災害現場活動後の健康相談	凄惨な災害現場で活動した職員・惨事ストレス等の確認 0件
		新規採用職員巡回健康相談	新規採用職員・消防学校での健康状態や対人関係等の相談（年1回） 11人
全	メンタルヘルス相談		全職員 心理相談員によるカウンセリング 開設日 月～金 実施人数：延べ 80件
	所属毎の職場カウンセリング		実施人数：延べ 227人
上下 水道	産業医・保健師による健康相談		対象：全職員 内容：健康相談等 実施人数：産業医 延べ 101件 保健師 延べ 981件

ウ 健康教育

部局	項目	対象者	実施月、内容等
市長	①管理監督者メンタルヘルス研修（ラインケア）	新任G長研修指名職員 課長・副参事級指名職員	5月 職場におけるメンタルヘルス、ラインケア基礎（90分） 10月 職場におけるメンタルヘルス、発達障害の理解と対応（90分）
	②腰痛予防講習会	クリーン推進課、こども園その他希望する者	8月 腰痛の悪化防止、ストレッチ実践（120分）
	③熱中症対策－保健師	クリーン推進課	5月 熱中症の予防と対策について（60分）
	④生活習慣病予防研修	指名する職員、その他希望する職員	10月 生活習慣病を予防するバランスの良い食事（60分）、体力測定と継続できる運動について（90分）
	⑤メンタルヘルス研修（セルフケア）	現任3年目職員 新規採用職員 現認6年目研修指名職員	7月 認知行動療法等、セルフケアについて（90分） 10月 セルフケアについて（90分） 11月 睡眠とメンタルヘルス（90分）
消防	① 新採用職員の健康相談	令和5年度新採用職員中4人	9月 健康相談
	① 救助隊員教育研修	研修受講者	2月 保健師によるメンタルヘルス講習（50分）
	① 救助隊員教育研修	昇任した職員（司令、司令補）	3月 メンタルヘルス、ラインケアについて

(2) 職員厚生会の事業

本市では、職員の福祉の増進を図るため、地方公務員法第 42 条の厚生制度に基づく条例を制定して「那覇市職員厚生会」を設置し、次のとおり福利厚生事業を行っています。

項目	運営費	内容
文化・体育事業	市負担金	各種スポーツ大会（卓球、バドミントン、ボウリング等）や職員文化芸能音楽祭を開催し、職員間の親睦融和を図る。
補助事業	市負担金	文体育成費 クラブ代表派遣補助、部出先補助、物品購入補助（出先機関のみ）
	市負担金	厚生事業 人間ドック受診や鍼灸受療に対する受診費用の一部を補助
	市負担金	レクリエーション事業 職場単位でピクニック等を実施した場合、費用の一部を補助
	市負担金	旅行補助 会員が旅行する際の宿泊費（同伴の家族を含む）の一部を補助
給付事業	会員掛金	会員の慶弔に際し、各種祝金や見舞金・弔慰金等を給付
施設事業	使用料・手数料	厚生会館会議室、職員専用バイク駐車場の管理運営及び売店の運営委託。
共済事業	使用料・手数料	自動車・火災共済、公務員賠償責任保険等の加入手続き
購買事業	使用料・手数料	厚生会と指定店契約を交わした店舗を職員が利用する際に立替払い（申請手続きが必要）を行っている。

< 運営費 >

- ① 市負担金 那覇市職員厚生会条例に基づく市負担金
職員の給料総額の 1,000 分の 3（令和 7 年度決算：40,371 千円）
- ② 会員掛金 那覇市職員厚生会条例に基づく会員（職員）掛金
職員の給与総月額の 1,000 分 5（令和 7 年度決算：65,174 千円）
- ③ 使用料・手数料 会議室や駐車場の使用料及び各種保険手数料等

(3) 公務災害補償

任命権者別公務災害補償申請件数（R7.4.1～R8.3.31）

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
公務災害	常勤職員	6 (2)	0	0	0	2	4	1	13(2)
	非常勤職員等 (労災対象)	7	0	0	0	11	0	0	18
	非常勤職員等 (労災対象外)	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	13	0	0	0	13	4	1	31
通勤災害	常勤職員	1	0	0	0	1	0	0	2
	非常勤職員等 (労災対象)	1	0	0	0	3	0	1	5
	非常勤職員等 (労災対象外)	3	0	0	0	0	0	0	3
	計	5	0	0	0	4	0	1	10
合 計		18	0	0	0	17	4	2	41

※（ ）は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

12 その他市長が必要と認める事項

今回はありません。

13 公平委員会の業務の状況について

(1) 令和7年度における勤務条件に関する措置の要求件数

申請2件 未処理0件

(2) 令和7年度における不利益処分に関する不服申立ての件数

申請3件 未処理1件

(3) 令和7年度における苦情の処理に関する状況

申請3件 未処理0件

那覇市公告第 434 号

令和 8 年 9 月 1 日

令和8年度消防車両オールシーズンタイヤ交換業務契約に係る制限付
一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- （1）件 名 令和8年度消防車両オールシーズンタイヤ交換業務契約
- （2）履行場所 契約締結日から令和8年11月6日（金）まで
- （3）履行内容 仕様書のとおり
- （4）履行期間 別紙のとおり

2 入札参加資格条件

- （1）令和8・9年度那覇市入札参加資格者名簿に登録されている者、または応募書類の審査を行った後、入札参加資格を得た者。
- （2）市町村税等を滞納していないこと。
- （3）地方自治法施行令167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者。
- （4）地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- （5）その他の留意事項については、仕様書の内容で対応できる者。

3 参加資格の確認

入札への参加を希望する者について参加資格の確認を行う。上記の入札参加者名簿に登録されている者は下記の（1）の制限付一般競争入札参加資格申請書（市指定様式）を提出すること。

登録されていない者については下記の（1）から（7）の資格審査書類全てを提出すること。

- （1）制限付一般競争入札参加資格申請書（市指定様式）
- （2）印鑑証明書（原本）
- （3）業務実績調書
- （4）誓約書（市指定様式）
- （5）市町村税等完納証明書（市町村民税等、写し可）

(6) 財務諸表（写し可）

(7) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書、写し可）

※印鑑証明書、完納証明書、登記事項証明書は3カ月以内に取得したもの提出すること。本市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードすること。

4 資格審査書類の提出

(1) 提出期限 令和8年9月8日（火）午後2時まで

(2) 提出場所 那覇市消防局4階 総務課（那覇市銘苅2丁目3番8号）

5 仕様書の配布

那覇市ホームページに掲載する仕様書をダウンロードすること。

6 入札日時及び場所

(1) 日時 令和8年9月16日（水）午後2時から

(2) 場所 那覇市消防局4階 第2会議室（那覇市銘苅2丁目3番8号）

7 入札時提出書類

(1) 入札書（本市指定様式）

※入札書には、自己の見積った金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（本市指定様式）

※本市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードすること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、那覇市契約規則第8条各号のいずれかに該当するときは免除する。

(2) 契約保証金 那覇市契約規則第30条各号のいずれかに該当するときは免除するが、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

9 入札の無効

那覇市契約規則第14条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 落札の決定方法

(1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 同額の入札を行った入札参加者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

(3) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

11 質問の方法・回答

(1) 質問の方法

質疑書（様式問わず）に質問内容を記載し、消防局総務課にFAXにて提出すること。

FAX 送信後は、必ず、消防局総務課まで電話すること。

(2) 質問期限

令和8年9月8日（火）午後5時まで

(3) 質問に対する回答

令和8年9月11日（金）午後5時までに入札申込者全員へFAX にて回答する。

12 お問合せ先

那覇市消防局 総務課 企画広報係 担当：宮城 一哉

電話 098-867-0119 FAX 098-869-1190

消防局訓令

那覇市消防局訓令第 10 号
令 和 8 年 8 月 6 日
公 表 済

那覇市消防局事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 金城 竜人

那覇市消防局事務専決規程の一部を改正する訓令

那覇市消防局事務専決規程(令和2年消防局訓令第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(署長及び課長等の代決) 第8条 署長が専決する事項について、署長が不在のときは <u>副署長</u> が代決する。 <u>ただし、消防署組織規程第13条第2項の分掌事務については、予防査察係の主幹は専決権を有しない。</u> 2～5 〔略〕 〔別表第2 別記〕 〔別表第3 別記〕	(署長及び課長等の代決) 第8条 署長が専決する事項について、署長が不在のときは <u>警備長</u> が代決する。 2～5 〔略〕 〔別表第2 別記〕 〔別表第3 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び改正部分に係るけい線を削る。 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この訓令は、令和8年8月6日から施行し、改正後の那覇市消防局事務専決規程の規定は、令和8年4月1日から適用する。

〔改正前 別記〕

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分	専決者
〔略〕		
工事に関する事項	〔略〕	
	予定価格が1件 <u>130万円</u> 以下の工事請負契約の締結に関すること。	課長
〔略〕		

〔改正後 別記〕

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分	専決者
[略]		
工 事 に 関 す る 事 項	[略]	
	予定価格が1件 <u>200万円</u> 以下の工事請負契約の締結に関する事。	課長
[略]		

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
予防課	[略]	
	消防用設備等特例適用申請に 関すること。	[略]
[略]		
消防署	[略]	
	機械器具及び備品の管理に関する事。	[略]
消 防 署 予 防	防火対象物の査察に関する事。(随時査察に限る。)	署長
査 察 課	防火対象物の違反処理に関する事。(警告、命令に限る。)	署長
	消防設備等の完成検査等に関する事。	課長
	消防法令適合通知に関する事。	課長
	着工届出書及び設置届出書に関する事。	課長

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
予防課	[略]	
	消防用設備等特例適用申請に 関すること。	[略]
	消防設備等の完成検査等に関する事。	課長
	着工届出書及び設置届出書に関する事。	課長
	消防法令適合通知に関する事。	課長
[略]		
消防署	[略]	
	機械器具及び備品の管理に関する事。	[略]
	防火対象物の査察に関する事。	署長
	防火対象物の違反処理に関する事。(警告、命令に限る。)	署長

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第16号

令和8年8月17日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第1号の規定に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者新規指定

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者 指定年月日
569	友住設.	読谷村字渡慶次 52 番地 2	友利 健哉 令和8年8月10日

